

## 利子補給制度 手続きの流れ

### I 融資実行

①令和5年4月1日から令和8年3月31日までに  
実行された金融機関からの事業資金新規借入

※借換融資も対象となります。  
ただし、既に利子補給を受けている借入金の借り換えは、  
利子補給の対象外となります。

※各条件等により必要な書類準備をお願いします。  
必要な書類は、裏面の概要をご確認下さい。

### II 申請

利子補給金請求書（様式第1号）の提出

※融資実行後、なるべく早めに申請を行って下さい。  
予算限度に達した場合は、受け付け順となります。

※申請書類の配布・提出は、佐用町商工会へご連絡  
ください。

### III 交付決定

商工会より交付決定書を送付します。

### IV 給付請求

利子補給金請求書（様式第3号）

各年1月20日までに提出下さい。

※毎年、商工会より請求手続きのご案内をします。

### ※変更申請

申請内容変更届（様式第5号）

下記のような申請内容に変更のあるときは、変更申請  
の提出をお願いします。

- 1) 変動金利による利率変更や条件変更
- 2) 住所、事業所名、代表者変更等
- 3) 指定口座の変更

令和5年4月作成

町内事業者の皆さまへ

## 【第4次】佐用町中小企業者支援融資利子補給事業 利子補給制度のご案内

本制度は、売上減少の要件等で利子補給の対象となる、  
幅広い事業者の皆さんにご活用いただける制度です。

令和5年4月1日以降に事業資金のご融資を受けた事業  
所や今後、融資のご利用を計画される事業所の方は、裏面  
の制度概要をご覧ください利子補給制度のご活用をお勧め  
します。

詳しい制度内容、申請等につきましては、佐用町商工会  
へお問い合わせください。



本制度は、厳しい経営環境の中、新規創業並びに新分野への参入、経営革新  
や事業継承などに取り組む事業者と売上の減少の中、事業継続をする中小企業  
者を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として佐用町が実施す  
る「佐用町中小企業者支援融資利子補給事業」により運営されます。

### 佐用町商工会

〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用 3043-1

TEL. 0790-82-2218 FAX. 0790-82-3386

# 【第4次】佐用町中小企業者支援融資利子補給金交付制度の概要

本制度は、佐用町中小企業者支援融資利子補給事業補助金を佐用町商工会が受け、一定の要件を満たす融資利子の一部を補給するものです。

## ◆利子補給金の対象融資

対象融資実行期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日  
 利子補給実施期間 対象融資の実行日より3年(36ヶ月)間【実施期限後申請の期間は対象外】

対象金融機関 ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫  
 ②①に掲げる金融機関の取扱代理店となっている金融機関  
 ③民間金融機関 日本産業分類小分類 622銀行、631中小企業等金融業に該当するものに限る

対象融資 ①対象金融機関から融資を受けた事業資金。(手形貸付・手形割引は除きます。)  
 ②カードローン、クレジット会社等の保証貸付を除く。  
 ③既に利子補給を受けている融資の借換融資は、新たな利子補給の対象としない。  
 借換融資 借換融資とは、既存の借入金を新規融資と相殺して一括返済を行うことのほか、新規融資を受けた後にその資金により既借入額を一括返済することも借換融資とみなす。

## ◆利子補給金の交付対象者

佐用町内の中小企業者  
 ①個人事業所は、佐用町内に事業所があり経営者が佐用町民であること。  
 ②法人事業所は、佐用町内に事業所があり法人登記が佐用町内にあること。

## ◆利子補給金の交付要件

次のいずれかの要件に該当する佐用町内の中小企業者であること。  
 (1) 新規創業を行った事業者(町外からの移住により開業する者を含む)。  
 (2) 事業承継を行い事業の継続をした事業者  
 (3) 経営革新の認定を受け、認定対象事業を実施する事業者  
 (4) 下記の県制度融資等を利用している事業者  
 ①兵庫県中小企業融資制度による融資の種類が下記のもの  
 1)新分野進出資金 2)開業資金 3)経営安定資金 4)小規模資金  
 5)新型コロナウイルス感染症に関連する資金  
 ②日本政策金融公庫による融資の種類が下記のもの  
 1)新企業育成貸付 2)マル経融資(生活衛生改善貸付を含む)  
 3)小規模事業者経営発達支援資金  
 (5) 借入日直近の決算の売上高若しくは、借入日直近3ヶ月間の売上高が、前年と比べ減少していること。  
 (6) 借入日直近の決算の営業利益が、前年と比べ減少していること。  
 ただし、営業利益の計算方法は、別に定めます。  
 尚、営業利益の計算の結果、損失の場合は前年比較が不要となります。  
 ※(1)(2)の要件による融資については、その対象事由から1年以内の融資実行に限る。  
 ※(1)～(6)の要件による融資については借入期間が36カ月以上であること。  
 ※その他の利子補給制度との併用申請はできません。

## ◆利子補給金の額

1. 対象資金の借入れに対する約定利息を対象とし、一対象者あたり次に掲げるとおり利子補給金計算し、単年度10万円限度として交付します。  
 ただし、一対象者に対する3年(36ヶ月)間の利子補給総額は30万円を超えない。  
 (1) 一つの利子補給対象資金を借入している場合  
 各年度の利子補給対象期間内に支払った利子額の1/2  
 (2) 複数の利子補給対象資金を借入している場合  
 各年度の利子補給対象資金に対する支払利子額の合計の1/2  
 ※(1)、(2)の算出額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。  
 2. 利子補給金の額の算定は、別表の期間を対象とする。  
 3. 前項期間に交付申請を行わなかった場合、当該年度は利子補給金の対象外とする。  
 4. 利子補給総額は、予算の範囲内とし申請書受付順に利子補助金を交付する。

## ◆利子補給金の交付申請

各要件を満たし利子補給金の交付を希望する方は、佐用町中小企業者支援融資利子補給金交付申請書を商工会事務局に提出してください。

### 【添付書類】

- (1) 新規創業を行った事業所 税務署提出の開業届(写)
- (2) 経営革新認定対象事業を実施する事業所 経営革新認定書(写)
- (3) 事業承継を行い事業の継続をした事業者 税務署提出の開業届(写)  
 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (4) 資金を借り入れたことを証する金融機関との契約書等の写し
- (5) 償還計画等を記載した書類の写し
- (6) 売上高等を確認できる書類(申告書、決算書、試算表等)
- (7) 既利子補給対象融資の借換融資非該当誓約書

※既に佐用町の利子補給制度(水害時利子補給制度を含む)を利用された事業所は、申請時に商工会の発行する借換融資非該当誓約書様式への記載が必要となりますので、商工会にお申し出ください。

## ◆利子補給対象期間と申請期限、請求期限の一覧 (別表)

年度	対象融資 実行期間	申請期限	利子補給 対象期間	請求期限
R5	R5.4.1より R5.12.31まで	R5.12.31	R5.4.1より R5.12.31まで	R6.1.20
	R6.1.1より R6.3.31まで		R6.1.1より R6.12.31まで	
R6	R6.4.1より R6.12.31まで	R6.12.31	R6.1.1より R6.12.31まで	R7.1.20
	R7.1.1より R7.3.31まで		R7.1.1より R7.12.31まで	
R7	R7.4.1より R7.12.31まで	R7.12.31	R7.1.1より R7.12.31まで	R8.1.20
	R8.1.1より R8.3.31まで		R8.1.1より R8.12.31まで	
			R9.1.1より R9.12.31まで	R10.1.20
			R10.1.1より R10.12.31まで	R11.1.20
			R11.1.1より R11.3.30まで	R11.6.30

注) 12月末の融資実行のため、申請期限までに申請できない場合は、1月20日までに申請してください。  
 令和8年3月31日間際の融資実行となる場合、事前連絡と申請をお願いします。

※本書は、制度概要のためその他の詳細事項もありますので、お問い合わせ下さい。  
 ※申請書類は、商工会に準備しています。  
 ※各年度の申請は、上記の表をご確認のうえ、申請期限までに書類を商工会へ提出して下さい。

**利子補給申請は、お早めに・・・**  
**お問い合わせは・・・佐用町商工会(TEL 82-2218)へ**